

福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会事務処理規程

令和7年2月19日制定

(目的)

第1条 この規程には、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会(以下「協議会」という。)における事務の取り扱いについて、必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担責任者)
(1)協議会の運営及び庶務に係る事務	福井市農林水産部林業水産課
(2)協議会の事業及び会計に係る事務	福井市農林水産部林業水産課

(雑則)

第4条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の会議の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年2月19日から施行する。